



民事政策と辯護士制度(其一) : 大正十四年二月五日 神戸高等商業學校商業研究所第十三回講演會に於ける講演

齋藤, 常三郎

(Citation)

經濟學商業學國民經濟雜誌, 38(5):775-797

(Issue Date)

1925-05

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00053751>



民事政策と辯護士制度(其二)

(大正十四年二月五日神戸高等商業學校
商業研究所第十三回講演會に於ける講演)

齋藤 常三郎

一

一、先般私は此講堂に於て二本博士の講演を聴きました、それに依ると人間には、病氣と云ふものは本來なかるべき筈のものであつて、百歳までは無病息災で活きることができ而も老耄せずして長壽し且七日前には死亡することを自覺することが出来るものだと言われまして又同博士は其長壽息災の方法手段を教示されました。

此の世の人間には争(Shōji)が絶えず起り、社會が複雑になればなる程種々なる争議が起り日に増し増加する一方である。博士の説を以て推せば此の世の中にも争若くは争議は本來無かるべき筈かも知れない、病氣が人間になかるべきが如く

に争若くは争議も無かるべき筈かも知れない、若し神の如き人のみの寄合であつたならば争若くは争議は起らない譯であらう、然し實際には病氣が人間に絶えない如くに争若くは争議が社會に絶えない日々増加する一方である。

二、古來人間間に争の起らない様にする方法手段を教へられた聖人君子もありましよう、或は教育及び其他の方法で幾分か争を少なくすることが出来るかも知れないが、これを絶無にする譯に行かないのは勿論のこと、絶無にすることは不可能と信ぜらる。疾病根絶の方法を二木博士が説かれたが、現今の政治家、學者及び實際家にして争を根絶する方法手段を説かれたことを聞かない。それで争は世の中には絶えざるものとして議論を進めねばならぬ。二木博士より見れば或は其意氣地なしとして笑はるるかも知れないが仕方がない。

三、争を解決する方法として最も古くより行はれ且つ適當なるものは裁判(Entscheidung, decision)である。争が訴訟なる形式にて裁判所に繫屬し、この争從て訴訟を裁判所が裁判するのである。尤も近頃は吾國でも争の解決方法として裁判の外に調停(Schlichtung, conciliation, mediation)なるもの設けられ又設けられんとして居る。調停とは簡單に之れを云へば調停機關が裁判所たると否とを問はず第

三者の居中停調に依つて争の當事者に成立する一種の和解 (Vergleich, compromise, transaction) である。現に吾國でも借地借家調停法(大正一一年四月法律第四一號同年一〇月一日施行)及び小作爭議調停法(同一三年七月法律第一八號同年一二月一日施行)に依る調停が行はれて居る、又其中には商事爭議調停法とか勞働爭議調停法とか制定され之れに依つて商人間の爭議又は勞働者及び傭主間の爭議が解決せらるることとなるでありましよう。

私は調停のことは暫く措き裁判所の裁判を基本として之れに關する問題に付て意見を進めようとする。

二

一、茲に題目として掲げた民事政策 (Civilpolitik) とは民事の争に従つて民事訴訟が起つた場合に其裁判が如何にして適切 (Gerechtigkeit) に且迅速に又安値 (Schnelligkeit u. billigkeit) に行はるるかの手段方法を講ずることである。

今日の裁判は人が爲すのであつて神が爲すのでない。太古は法律は神の造つたもので従つて裁判は神意に基くものだと考へられた時代には或は民事政策な

るものは必要でなく且斯ることは考へられなかつたものに相違ない。神意に基く裁判(D*e*i *i*udicium, ordal, ordeal)とはどんなものであつたかと云ふと湯審、水審、火審などと云ふものがあつた。即ち(一)湯審とは熱湯を手で探らし正者は熱がらないが邪者は熱がるものとしたものであつて彼の武内宿禰と其弟との爭論が探湯に依つて決せられたことは人口に膾炙する所である。(二)水審とは嫌疑者を水中に投じ其浮沈の如何に依つて其是非曲直を判斷したものである。(三)火審とは火中を渡らせ又は火中に手を突き込ませ其火傷の有無に依つて判斷したのである。其他に(四)食審があつた、これは神に供へた麵麴の片を被告人に嚥下せしむる、被告人罪あらば手足が震るゝ顔が青ざめる、無罪ならば然らずしてある(註一)。此等は神審裁判である、神審裁判ならば何もそう裁判の政策に苦心せずとも可い。比較的新しい所では決闘裁判と云ふものがあつた、これに於ても政策などと云ふことにそう頭を悩ます必要もない(註二)。

(註一)穂積陳重博士著法律進化論第一冊四三頁以下に神裁に付ての精細な説明がある。尙牧野博士講述、法律の種々相大阪朝日新聞大正十四年一月三日號五頁掲載。

(註二)穗積博士著法窓夜話一〇四頁以下には英國の決闘裁判(Trial by battle)のことが説明してある。

三、然るに現今の裁判は神意に基く神審の裁判でなく人が裁判を爲すのである、元來裁判なるものは訴申立に基きて爲さるるものであつて訴がなければ裁判なし、申立てざる事物は裁判所之れを當事者に歸することが出来ない(民訴二二一條、即ち當事者の請求なき場合若くは請求なき事項に付ては裁判することを得ない(所謂處分主義、Dispositionprinzip))而して當事者の爲したる請求に對して裁判を爲すに當つては事件に於ける眞想を明白にし其事實に對して適切な裁判を爲すべきを理想とすべきものである(所謂實體眞實主義、Wahrheitsprinzip)。事實の眞想を得る方法は民事の争に於ては刑事に於けると異なり職權調査主義(Officialprinzip)を認めずして辯論主義(Verhandlungsmaxime)を採用して居る。即ち當事者が陳述したる事實のみを斟酌し又主として當事者が提出したる證據方法に限り調査すべきものとして居る。裁判所が自ら事實を收め證據方法を蒐集するものとしてない(此點は改善すべきだがこれに付ては餘り横道に入るから今は省略す)。裁判官は提出せられたる證據方法の調査の結果に基き自由なる心理(Freie Beweiswürdigung)

を以て事實の眞價を裁判するのである(民訴二一七條)。訴を起し裁判を求めんとするは我法制では當事者本人之れを爲すことができ所謂當事者本人主義 (Partei-betriebprinzip) を採つて居るが事實上は辯護士 (Rechtsanwalt, Advocat) を訴訟代理人とすることとなるので、殆んど辯護士強制 (Anwaltszwang) となつて居る。それで現今の民事裁判は裁判官が當事者の代理人たる辯護士の提出したる證據を調査して裁判をなすのであつて、裁判は結局裁判官の外に辯護士の協力が必要であると云ふても差支へない狀態である。

三

一、民事の争若くは民事訴訟は我國で年々幾何あり又其訴訟價額は幾何程かと云ふに年々新しく起る訴訟數は一審(地方及び區裁判所)で二十萬件を超過し(註一)。且其價額は年々二億萬圓位に相當するものが新に起るのである(註二)。其價額の中には金錢の支拂に關するものと金錢に評價したものの(例へば土地家屋に關する訴訟)價額との合計であるが、金錢に評價したものは實際の價額より廉價に見積つてあるのが通例なのでこれを實際の時價に評價することとすれば年々優

に右二億萬圓以上を超過せる價額の訴訟が起つて居るのである。右は明治四十五年以後大正十一年迄の分であるが其後特に近年はそれよりも非常に超過し合計新に三億萬圓位に相當する價額の訴訟が起り又起つて居るものと思はるるのである。

二、一般の人は訴訟などは自分が直接當事者になつて居る譯でないので、従つてどうでも宜いとして餘り問題にせぬかも知れないが、果して然らば大なる間違ひである。年々新しく起る事件が三億萬圓内外の價額であつて此價額の訴訟が眞實に合するや、又其解決が迅速に行くか並びに安値に廉價に進捗するや否やは當事者に採り非常なる利害關係を及ぼすは勿論當事者以外のものにも影響を及ぼし、引いて一般經濟社會にも大影響を及ぼすのであるから吾人は裁判の内容及び其手段方法には大に注意せねばならぬのであつて、彼岸の火災として傍觀視する譯には行かぬのである。

要するに民事の訴訟は一の社會問題であつて、従つて此解決方法たる裁判は一の社會政策の一部に屬するもので、換言すれば裁判が眞實に合し且迅速及び廉價に終了するや否やは社會政策の一部としての民事政策として大に考慮を廻さな

ければならぬ問題である。社會問題従つて社會政策(Sozialpolitik)とは何を云ふやと云ふに桑田博士の説明によれば社會問題とは廣狹二様の義があつて廣義に云へば大資本家と小資本家との衝突及び資本家と労働者との衝突問題を意味し、狹義に於ては資本家と労働者との衝突を云ふのであつて一種の經濟問題で即ち貧富の衝突に關する問題を云ふのであり、此問題の解決方法を講ずるのが社會政策である」と云ふのである。經濟上に於ても又講學上に於ても社會問題従つて社會政策とは博士の云はるるが如き意義が眞なりとすれば余は社會問題を最も廣義に解し博士の所謂貧富衝突問題の外に尙救貧問題、社會衛生問題、教育問題、感化問題、失業問題及び兒童問題を包むは勿論其他民事及び刑事裁判問題をも亦社會問題として列挙したいのである。従つて民事裁判問題も亦民事政策として社會政策の一に數へたいのである。

(註一)第一審(區)地方裁所民事訴訟總數

年 度
明治四十五年
大正元年
大正二年
大正三年

舊 受
二七、二五〇
三〇、〇五三
三四、六二三

新 受
一八七、三四七
二〇〇、七〇三
二二一、四五五

計
二一四、五九七
二二三、七五六
二二六、〇七八

(註二)第一審の訴訟物の金額及び見積價額

大正 四年	四〇、〇七五	二三八、四〇五	二七八、四八〇
大正 五年	四四、七三三	二二六、八四八	二七一、五八一
大正 六年	四六、六四九	一八四、六三八	二三〇、二八七
大正 七年	四三、四二九	一六九、〇六〇	二一二、四八九
大正 八年	四三、二〇九	一六五、四〇〇	二〇八、六〇九
大正 九年	四三、五六三	一七七、八二五	二二一、三八八
大正 十年	五四、六〇五	一九八、八九八	二五三、五〇三
大正 十一年	五九、九九一	二二二、三〇九	二八三、八〇〇

年 度	金 額	見 積 價 額	計
明治四十五年	一九、七九九、〇六九	一〇、三六三、八六五	三〇、一六二、九三四
大正 元年	二二、九七四、二四二	一一、三〇四、三三七	三四、二七八、五七九
大正 二年	二八、七八二、九四二	一三、一七八、四四五	四一、九六一、三八七
大正 三年	三一、九四七、八五二	一二、〇九〇、七一〇	四四、〇三八、五六三
大正 四年	三五、八八五、四五五	一二、八九一、六五七	四八、七七七、一一三
大正 五年	三一、二一五、八四八	一三、三二四、一八八	四四、五四〇、〇三四
大正 六年	四七、六二六、五一一	一八、一一五、八〇二	六五、七四四、三一三
大正 七年	六九、八六八、三四八	二七、二一四、六〇四	九七、〇八二、九五三
大正 八年	一二三、一二四、六五三	四三、三一五、〇四七	一六六、四三九、七〇〇
大正 九年	一四〇、六六一、四四二	三九、九二七、六一三	一八〇、五八九、〇五五
大正 十年	一六九、八七六、八九三	三八、九八五、八一三	二〇八、八六二、七〇五

三、世の所謂實業家は謂ふ所の經濟問題とか貧富衝突問題とか勞働問題とかには大に注意を拂はるるが民事裁判問題には餘り注意を拂はれない。前記の如く年々新らしく三億萬圓以外の價額の訴訟事件が顯はれる、これが迅速に行くか將た又廉價に行くかは直接問題に自己に影響を及ぼすものである(一般經濟上に及ぼす影響は兎も角もとして)。例へば現今一大訴訟事件として世上に知られて居る川崎對大倉の事件などを考いて見れば直ぐ判る。此の事件が早く終結するや否やは當事者たる川崎及び大倉氏に取りて大影響があるは勿論である、幾千萬圓と云ふ事件が早く終結し従つて其債務が勝訴者に早く支拂はさるることになれば勝訴者自身の經濟上に取りての利益は大なるものであり其結果は右訴訟當事者と取引して居る者にとりても大影響がある。又其訴訟に付き入費が多く要するや否やも右訴訟當事者に大利害關係あるは勿論のことなれど又之れと取引ある人々にも大影響を及ぼすことは前と異ならない。川崎對大倉事件は珍らしい大事件として暫く措くも訴額の何十萬圓、何萬圓と云ふ事件が裁判所に繫屬することは珍らしくない、此等の事件の終結に長き時を要するや又入費の多きを要するや否やも亦訴訟當事者には勿論之れに直接間接利害關係ある人に大影響を及

ばすは明瞭である。これに拘らず所謂實業家は他人間の訴訟事件の進行及び入費等に付ては一向平氣である様であるが、然し其利害關係の及ぼすことを考へて見れば他人間の訴訟だからとて我不關焉で居る譯に行かないのである。左れば吾人は世の所謂實業家に於ても大に民事政策に注意を拂はるることを切望するのである。

一世の木鐸と稱し又は一世の指導者と稱し若くは稱せらるる我國の新聞紙に於ても亦餘り民事政策に注意を拂はない。日々の新聞紙を見れば殺人だとか、強盜だとか、姦通だとかと云ふて其事件を麗々しく書き立てるが一向民事政策に付ては書き立てない。某民事事件の判決が眞實に合せぬとか法律解釋を誤つて居るとか、審理裁判に長年月を費したとか云ふ様なことを論述されたことを見ない。此點になると獨逸の、日刊の普通新聞紙などは流石に進歩してゐる。刑事事件及び刑事裁判の批評は勿論民事裁判の批評もする。裁判上に顯れた法律解釋の當否も遣るし又事件の延滞などの議論も遣る。斯くありてこそ新聞紙の使命のも全ふさるることと思ふ。それで私は吾國の新聞紙發行に従事する人に希望するのは能ふ限り民事政策と云ふことに注意を拂はるることである。今晚の講演

題目として本題目を掲げたのも亦右の理由にも基因してゐるのである。

四

一、民事政策とは前述の如く民事事件が起つた場合に其裁判が如何にして適切に且迅速及び安値に行はるるかを講ずることである。元來民事事件の起るのは社會上の病的現象と見るべきものであつて病的現象なる以上は其治療は適切にして迅速且安値なるべきを要するのは勿論である。裁判が適切換言すれば眞實に合することの必要なるは論を俟たざる所なるも迅速に爲さざれば餘り難有くない。裁判が三年も四年も掛る様では裁判の價値が大に薄くなる。裁判があつた頃は最早訴訟が示談で解決し若くは訴訟の目的物が價額を減少したと云ふが如き場合には原告に於て適切な裁判を得た所で難有なく實に六曹十菊の嫌ある。又裁判に要する費用が高く掛かれば原告が適切なる裁判に依り勝訴となつても費用倒れとなり少しも難有なく却て大に迷惑で訴訟なしに優ることとなるのである。是れ前に屢々述べた通り訴訟は適切に且其上に迅速及び安値なることを必要と云ふ所以である。

二、一代の明君「フドリヒ」大王は、獨逸普通法(Gemeines Recht)の下に於ける訴訟制度の不成績を痛嘆して次の如く云ふたのである。即ち民事の訴あるは災害なり、病疾である、かれを除去し、これを治癒するを目的とする民事訴訟制度は其救済が適切で且安値でなければならぬ、又迅速でなければならぬのみならず如何なる難事のもので一年間には終局の救済を告げねばならぬ」と(A. Trendelenburg, Friedrich der Grosse u. sein G. Samml. von Cocceji 1863, 拙稿獨逸民事訴訟法の改正法學論叢第十二卷二號七〇頁參照)。此言や流石に明君と云はるる人の言葉丈けあつて千古の名言と言はねばならぬ。此言の如くに裁判従つて民事政策が行はるるものであれば理想的であつて何等不服の言ふ所がない。

三、噂さに聞けば(一)民事訴訟事件中の六分は適切に合して居るが残りの四分は間違で誤判であると、これは固より根據なきの説なれども兎に角辯護士側では右の如き噂さを爲してゐることである。(二)訴訟總費用法定以外のものを含むが幾ら掛かるかこれは勿論知るを得ない、(三)然し訴訟審理期間の長短は統計上知ることができる。我司法省統計年鑑(大正十年度までの分)に依れば一審(區)地方裁判所に於ける審理期間が一年以上かかるものも仲々あるし二年以上かかるも

のも少くない、それで一事件で控訴及び上告審を経て解決するまでには、三年、四年とかかるものの少なからざるものが相當にあることが想像さるるのである(註一)。獨逸に於ても訴訟が遅延するので從來は非常に學者及び學者間に非難のあつたもので其審理期間は大體我國と似たものの様である(註二)。獨逸では訴訟の遅延を防止し之を迅速ならしめんが爲め昨二年二月十三日に民事訴訟法の大改正及び補充を行ひ其改正及び補充が百十四個の多數に互るものであるので同改正以後は訴訟の解決が従前よりは大に迅速に且安値になることと思はるるのである(註三)。

(註一)(イ)第一、審、審理、期、間、

年度	終結件數	三月以内	六月以内	一年以内	二年以内	二年以上
明治四十五年	一八四、四一三	一七〇、五九七	六、二二〇	三、七八五	三、三三〇	四八一
大正元年	一九五、八二八	一八〇、二二八	七、三〇三	四、五三一	三、三二八	四三八
大正二年	二一六、〇〇三	一九九、一七三	八、一三七	四、六一八	三、五一四	五六一
大正三年	二三三、七七五	二一五、一九四	九、一四六	五、〇六一	三、八二五	五四九
大正四年	二二五、七六九	二〇六、〇七四	九、七七六	五、九八三	三、四六二	四七四
大正五年	一八六、八五〇	一六〇、五七九	九、九八二	六、三四五	五、八五〇	六一八
大正六年	一六九、二八六	一四一、五七六	一〇、二九五	六、七二五	四、三四二	一、四四一
大正七年	一六五、〇四七	一三八、三六五	一一、三六九	一〇、二八五	四、二五九	七六九
大正八年						

大正	九年	一六六、七八三	一四一、五七六	一一、三三九	八、六九五	四、三四二	八三一
大正	十年	一九二、〇一二	一六〇、五七九	一四、一六九	一〇、二五四	五、八五〇	一、一六四

(口)控訴審の審理期間

明治四十五年	終結件數	三月以内	六月以内	一年以内	二年以内	二年以上
大正	六、七五七	三、三八五	一、五四六	一、〇九九	五一五	二二二
大正	六、八四五	三、三九三	一、四九〇	一、二〇〇	六〇〇	一六二
大正	七、九四六	三、九〇三	一、九三二	一、二七六	六七四	一六一
大正	八、三六五	四、一六六	一、八六一	一、二四三	八二〇	二七五
大正	八、七五八	四、四二九	二、一〇七	一、四二四	五八九	二〇九
大正	八、七五一	四、〇九八	二、一五九	一、六三三	六三八	二二三
大正	八、〇一一	三、三三五	二、〇五九	一、五二七	七六六	三二四
大正	七、二三八	二、七四一	一、九三三	一、五七六	七六六	二二二
大正	六、七一一	二、二七八	一、七七〇	一、六二〇	八〇九	二四一
大正	七、四二六	二、六二四	一、八三一	一、七一〇	九七三	二八八

(ハ)上告審の審理期間

明治四十五年	終結件數	三月以内	六月以内	一年以内	二年以内	二年以上
大正	八二七	五二七	二一八	七四	六	二
大正	六七三	三一六	二三八	八〇	八	一
大正	七一五	七二	四〇二	二一七	二四	一
大正	一、二七二	二一五	五八八	三九〇	七七	二
大正	一、三〇六	七一二	三九〇	一六三	三五	六

大正 六年	一、一三三	八三三	二二九	五八	一〇	二
大正 七年	一、一〇七	七八五	二六〇	五五	一一	三
大正 八年	一、〇八三	七五八	二五九	五三	四	二
大正 九年	八九二	六六八	二二八	七二	七	七
大正 十年	一、〇一九	六八一	二七三	五九	一	六

(註二)獨逸に於ける普通訴訟事件の對席終局判決言渡まで(訴狀提出より)の審理期間の百分比例表 (Vlg. Deutsche Justiz = Statistik)

(イ)區、裁判所の分(第一、審)

年 度	三月以内	三月以上一年以内	一年以上
一九〇八年	五四、四	四〇、四	五、二
一九〇九年	五三、四	四一、四	五、二
一九一〇年	五四、九	四〇、三	四、八
一九一一年	五三、四	四一、六	五、〇
一九一二年	五二、八	四一、六	五、六
一九一三年	五一、九	四二、三	五、八

(ロ)地方裁判所分(第一、審をいふ)

年 度	六月以内	六月以上一年以内	一年以上
一九〇八年	四九、〇	三〇、七	二〇、二
一九〇九年	四七、〇	三一、二	二〇、九
一九一〇年	四六、〇	三一、五	二二、五

一九二一年	四五、七	二九、〇	二五、三
一九二二年	四七、一	二九、八	二三、一
一九二三年	四五、九	三〇、六	二三、五

(八)地方裁判所及び控訴院(何れも第二審としての分)

年度	地方裁判所		控訴院	
	六月以内	六月以上 一年以上	六月以内	六月以上 一年以上
一九〇八年	六八、一	七、二	四五、〇	二二、一
一九〇九年	六八、八	七、三	四二、〇	二三、六
一九一〇年	六八、〇	七、一	四一、八	二三、七
一九一一年	六八、九	七、一	三九、二	二五、四
一九一二年	六八、一	七、四	四一、三	二五、七
一九一三年	六七、三	八、二	四四、三	二二、六

(註三)拙稿獨逸民事訴訟法の改正前掲參照

五

一、民事事件の裁判を適切に且迅速及び安値にする手段、即ち民事事件なる所謂病的現象の治癒の遣り方は何んであるか、これ主要の問題である、これが本問の緊要なる目的である。

適切なる裁判を迅速に且安値に得んとせば獨り民事事件のみならず刑事事件に付ても然りであるが。第一に法律の完備が必要である、實體法と云はず手續法と云はず總ての法律が完全に具備することを要する。第二に法律を適用し且事件を裁判する判事が良好であることを要する。又第三に訴訟代理人たる辯護士が良好でなければならぬのである。左れば民事政策を講究せんことは叙上三個のことに付き考察しなければならぬのであるが第一及び第二の點は暫く他日の論究に譲り茲には主として第三の問題たる辯護士及び之れに直接最も關係ある法律のみの制定のことに付き研究せんとするのである。

六

一、前記の良好なる辯護士(若くは判事)とは何を云ふかと云ふに常識あり且經驗に富める人士であつて、尙法律には勿論其他の學識に通ずる者であつて、他の詞を以て通俗的に云へば學問のある人で且脱け目のない氣が付き而も痒き所に手の届く人士と云ふことである。斯る辯護士を得んには如何にせば宜きかと云ふに勿論大難問で種々なる手段方法を要するには相違なきも其の一は辯護士養成

(Ausbildung)の仕方である。これには先づ學校に於ける法律其他のものの教授方法を考慮し、法律家養成としての授業方法が適切であることを要する(所謂豫備教育、このことに付ては論究すること多々あるも今は之れを省く)。次には辯護士試験としての養成が必要である、我制度に於ては辯護士試験としての養成がない。

二、我國に於ては辯護士となるには辯護士としての國家試験に及第さいすれば大學卒業者及び其他の受験資格者は直ぐ辯護士の資格を得ることが出來(辯護士法第二條、裁判所構成法第五十八條)従つて訴訟代理人として裁判所に於て當事者の爲めに辯論することが出來るものであつて別に辯護士試験としての養成を必要としないのである。此の點は判事たることを得るの資格と大に異なる所である。兩者の間に差異がある、今其差異を明瞭ならしめんが爲めには先づ判事資格の獲得のことを一言するを便利とする。

我國に於て判事となるには國家試験に及第し且司法官試験としての事務修習が必要なるのみならず尙其上に判事考試所謂舊制度の第二回試験に合格することとする。現今司法官試験としての實務修習期間は事實上一年六月裁判所構成法第五七條位であつて此の實務修習を終へてから判事考試に合格せねばなら

ぬ。然るに辯護士と爲るには右の如き實務修習を必要とせず且考試を経ることを必要としない。是に由て看れば國家は判事と辯護士とは同一學識及び經驗を有し居らなくとも可く辯護士は判事よりも學識及び經驗に於て劣等でも苦しくない云ふことを公認して居る様なものである。今日の裁判は前述の如く判事と辯護士との協力に基くものだ云ふて差支へない從て辯護士も判事と少くも同一程度に良好でなければ理想の裁判を得ることは困難である。然るに辯護士が判事よりも劣等でも苦くないとすれば是れ即ち裁判が適切でなくとも仕方ないこのことを豫告し置く様なものであつて甚だ其意を得ないのである。何故從來辯護士の資格に付て世人が論議しないのであらうか辯護士その人の側より進んで云々すべきものと思はるのである。辯護士側では常に判事に付て良いとか悪いとか常識がないとか世間知らず(Weltfremden)だとかと非難して居るに拘らず自分等の事に付ては一向批評し合はず又修習などに付ての方法を唱へられたことを聞かないのは洵に遺憾のことと云はねばならぬ。

三、獨逸では辯護士と爲り得るものは判事たる資格を有するもののみに限ると定まつて居つて獨逸辯護士法第一條而して判事に任せらるるには大學にて法

律を三年間修めたる者が二回の國家試験に及第することを要するものであつて且第一回試験及第の上少くとも三ヶ年間裁判所及び辯護士に就き(其一部は又検事局に就き)實務を修習しなければならぬ、この修習を了へて第二回の試験を受け之れに合格することを要するのである。斯くの如く獨逸に在ては辯護士と爲るのと判事に任せらるゝとの條件に付て何の差別もない、斯くありてこそ良辯護士を得られ従つて適切な裁判を得られ又迅速に其の裁判を得ることが出来るのである。

司法當局では先般來辯護士法改正の議があつて辯護士養成(辯護士見習制度)のことを定められんことであるが、これは尤もなることであつて司法官試補と同一く修習を爲し且辯護士の考試(第二回試験)に合格したものでなければ辯護士と爲れぬと定むべきが至當である。只其修習期間をどの位にするか又其修習方法を如何にすべきやが大に問題である。今日では前に述べた如く司法官試補修習期間は事實上は一年六月位、法律では一年六月以上とありであるがこれは良判事を得るの方法としては餘り年限が短か過ぎると思ふので少くも獨逸の如く三年位は必要と思ふ、従つて辯護士にも判事と同じく三年位の實務修習は必要であ

る。(三年間に於ける實務修習の方法は如何に爲すべきや研究しなければならぬがこれは他の機會に譲る、但し拙稿民事政策立命館學誌第七十七號二頁參照)。只一言すべきは辯護士たるに付ての實務修習を司るものは蓋し辯護士會そのものの仕事とするしか今の所では他の途がないではなからうかと思ふ。まさか裁判所が辯護士實務見習を全然世話する譯にも行かないと思はる。

(附)近時吾國に於ても女子が判事とか辯護士とかに任ぜられ又採用さるべきものであるとの議論が起つて來た様であるが獨逸では已に一九二二年七月十一日の法律(Gesetz über die Zulassung der Frauen zu den Ämtern und Berufen der Rechtsplege)で以て「女子も男子と同様に商事判事、辯護士、裁判所書記及び執達吏に任ぜらるることを得るものだ」と明定した。獨逸女辯護士マリイ・ムンク氏(Richterin walin Dr. Marie Munk)は「女子は目下の状態にては試補として修習するのは男子よりも經濟上困難であり且試補として男子判事の下に嚴重なる監督を受けて實務を修習するのは男子の試補よりも苦痛である旨を唱へて居る」(Deutsche Juristen-Zeitung 30 Jahr. Heft 3, S. 281)昔時羅馬でも女子辯護士を許したことがあつた(法憲夜話一〇四頁參照)。

七

迅速にして且安値なる裁判を得んには辯護士法改正が必要である。(尤もこれには又裁判所を多數にすること、判事の數を増加し且判事の能率を高むる必要のあることは勿論であるが此のことは別に論述せんと思ふ。聞く所によれば司法當局では辯護士改正に付き地域制限(Lokalisierungsprinzip)と辯護士報酬一定(Pauschalsystem)とに付き考慮を廻らして居ることである。辯護士側では地域制限及び報酬の一定には大反對の様だが、裁判を迅速にし且安値にせんと欲せば余は地域制限及び報酬一定の主義に依ることが比較的宜い方法だと思ふのである。以下項を改めて之れを考究しよう。(未畢)